

## 入居者生活保証制度業務方法書

施行 平成3年6月28日  
改正 平成7年1月11日  
" 平成16年6月1日  
" 平成18年4月1日  
" 平成25年4月1日

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）定款第6条に基づき、入居者生活保証制度の業務の方法を定め、もってその業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

#### (保証制度の設置)

第2条 本協会に入居者生活保証制度（以下「保証制度」という。）を設置する。

#### (保証制度の目的)

第3条 この保証制度は、保証制度加入の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者（以下単に「入居者」という。）及び入居希望者（以下これらの者を「入居者等」という。）に対するサービスの向上及び充実並びに有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する経営指導等を通じて、入居者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (保証制度の事業)

第4条 保証制度は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 入居者の終身利用権に係る金銭保証事業
- (2) 入居者等に対する保証制度の情報提供及び相談に係る事業
- (3) 保証制度へ加入した有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の健全経営指導等に係る事業

#### (保証制度の管理)

第5条 保証制度は、理事長が管理する。

#### (用語)

第6条 この業務方法書で使用する用語は、協会定款において使用する用語の例による。

### 第2章 保証制度への加入等

#### (審査委員会)

第7条 保証制度への加入の審査を行うために、理事会の下に入居者生活保証制度加入審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

#### (審査委員会の構成)

第8条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員5名以内で構成する。その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員長は、理事長がこれに当たり、審査委員会の議長を勤める。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行することとし、その任命は理事会の承認を得て、理事長が行う。
- 4 委員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 5 委員に欠員が生じた場合、前項の規定に従って補充する。
- 6 前項の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査委員会の開催期及び招集)

第9条 審査委員会の開催期は、原則として、隔月1回とし、必要に応じ、随時開催するものとする。

2 審査委員会は、委員長が招集する。

(審査委員会の成立及び議決)

第10条 審査委員会は、構成現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

2 副委員長又は委員が予め委員長に届け出た代理人を出席させた場合においては、これを当該副委員長又は委員の出席とみなす。この場合において、当該代理人は当該副委員長又は委員の職務を行う。

3 審査委員会の議決は、出席者の全員一致を原則とする。

(保証制度への加入と登録)

第11条 保証制度への加入は、正会員及び開設前会員の法人単位とし、保証制度への登録はホーム単位とする。

2 保証制度へ加入しようとする有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、入居者生活保証制度加入申請書を理事長宛てに提出するものとする。

3 保証制度への有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の加入及びホームの登録に当たっては、審査委員会の審査を経て、理事会の承認を得なければならない。

4 前項により、保証制度への加入を認められた有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、本協会に登録する。

5 審査委員会は、前項の規定により保証制度に登録された有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録ホーム」という。）について、保証制度加入後3年を経過した時点及びその後3年を経過する毎に当該登録ホームの経営状況を審査し、理事会に報告するものとする。

(拠出金)

第12条 登録ホームに係る会員は、保証制度に関わる拠出金を支払わなければならない。

2 登録ホームの保証制度登録日以後の入居者について、入居契約締結日の満年齢が80歳未満の場合は、拠出金の額を20万円とする。

3 登録ホームの保証制度登録日以後の入居者について、入居契約締結日の満年齢が80歳以上の場合は、拠出金の額を13万円とする。

4 登録ホームの保証制度登録日以前の入居者については、登録ホームの保証制度登録日における満年齢をもって、前二項の拠出金額を適用するものとする。

(拠出金に係る延滞金)

第13条 会員が拠出金の納入を怠ったときは、納入すべき金額に対し、納入期日の翌日から納入を完了する日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を支払わなければならない。

(拠出金の返還)

第14条 既に納入した拠出金は、これを返還しない。ただし、本協会が会員との保証契約の締結を取り止めた場合はこの限りでない。

(保証制度加入の取消し)

第15条 会員資格を喪失したときは、当該会員に係る登録ホームの登録を取り消すものとする。

2 会員資格を停止されている間において、当該会員に係る登録ホームは登録されていないものとみなす。

3 登録が不相当であると認められる登録ホームについて、本協会は当該登録を取り消すことができる。

4 前項の場合において、第11条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。

5 前項の場合、審査委員会において当該登録ホームに係る会員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該会員がこれに応じないときは、この限りでない。

6 登録の取消しは、将来に向かって効力を有する。

(保証制度への入居者新規登録手続きの停止)

第16条 理事長は、以下の場合に登録ホームからの入居者の制度への登録手続きを停止させることができる。

(1) 当該登録ホームに係る会員に、破産若しくは民事再生手続きの開始、特別清算の開始、会社整理の開始、

会社更生手続きの開始の申立てがあった場合、支払停止の状態になった場合、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき

- (2) 上記の他、事業の継続に重大な疑義が発生したと判断されるとき
- 前項の場合、理事長は審査委員会及び理事会の承認を得るものとする。ただし、緊急止むを得ない場合には、事後承認とすることを妨げない。
  - 前2項の場合、理事長は当該登録ホームに係る会員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、緊急止むを得ない場合には、弁明の機会の付与が登録停止の事後となることを妨げない。

### 第3章 保証制度の運営

#### (運営委員会)

第17条 事業計画の審議等保証制度の事業の運営に関する審議を行うために、理事会の下に入居者生活保証制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

#### (運営委員会の権能)

第18条 運営委員会は、保証制度の運営に関して、次の事項を審議する。

- 理事会に付議すべき事項
- 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- その他理事会の議決を要しない保証制度の業務の執行に関する事項

2 運営委員会は、保証制度の事業の運営に当たって、必要に応じ、理事会に建議することができる。

#### (運営委員会の構成)

第19条 運営委員会は、委員長、副委員長及び委員5名以内をもって構成する。その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 委員長は、理事の中から理事会の承認を得て、理事長が任命する。運営委員会の議長は、委員長がこれを勤める。
- 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行することとし、その任命は、理事会の承認を得て、理事長が行う。
- 委員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 委員に欠員が生じた場合、前項の規定に従って補充する。
- 前項の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (運営委員会の運営)

第20条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 運営委員会は、構成員数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 第4章 入居者の終身利用権に係る金銭保証事業

#### (保証)

第21条 本協会は、登録ホームに係る会員が、当該登録ホームの入居者との間で締結する契約追加特約書（別紙）に基づいて負担する損害賠償債務（以下「主債務」という。）について、当該会員との保証委託契約に基づき保証する。

#### (保証金額)

第22条 前条に規定する保証債務の額は、入居者1人当たり500万円とする。

#### (保証の申込み)

第23条 登録ホームに係る会員は、入居者に対する主債務について、保証委託契約に基づき本協会に保証を委託するものとする。

- 本協会に保証を委託する会員（以下「保証委託者」という。）は、保証委託申込書を本協会に提出するものとする。

(保証状の交付等)

第24条 本協会は、保証委託者から保証の委託を受けた登録ホームの入居者について、保証制度に登録するとともに保証状を交付するものとする。

(保証の効力)

第25条 保証制度の保証の効力は、保証約款に規定する条件に従い、保証状の交付をもって生じるものとする。

2 保証制度の保証は以下の事実が発生したときから効力を失う。

- (1) 保証約款第6条に規定する保証事由以外の事由により、入居契約が終了した場合
- (2) 保証約款第6条に規定する保証事由以外の事由により登録ホームが第三者に継承された場合（ただし、相続の場合又はあらかじめ本協会が書面により承諾した場合は効力を失わない）
- (3) 入居契約の内容に重大な変更が生じた場合（ただし、あらかじめ協会が書面により承諾した場合を除く）
- (4) 登録ホームを運営する会員が本協会から退会し、又は除名された場合

3 前項第2号から第4号までの規定により保証が失効した場合、本協会は保証制度登録入居者に対して、住所変更の通知がない限り追加特約書上の住所宛に書面をもって通知するものとする。

4 保証制度に登録され、かつ保証状の交付を受けた入居者については、次の場合、保証制度の保証効力は有効に継続するものとする。なお、この場合、本協会は必要に応じ、保証状の差し替えを行うものとする。

- (1) 同一登録ホーム内において他の居室または他の介護居室に移り住んだ場合
- (2) 同一保証委託者が設置運営する他の登録ホームへ移り住んだ場合

(業務又は財産状況の報告の徴収等)

第26条 本協会は、必要があると認めるときは、保証委託者の業務及び財産の状況について報告を徴し、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

2 前項に規定する場合において、保証委託者は報告をせず若しくは虚偽の報告をし、調査を拒み又は書類若しくは帳簿の閲覧を拒んではならない。

(保証委託者の通知義務)

第27条 保証委託者は、主債務の履行について重大な影響を及ぼすような事実が発生したときは、遅滞なくその事実を本協会に通知するものとする。

2 保証委託者は、主債務をすべて履行したとき又は主債務の更改、相殺、免除、混同、時効等によって主債務が消滅したときは、遅滞なくその旨を証する書面を添えて本協会に通知するものとする。

(事前求償)

第28条 保証委託者は、次の場合には本協会からの通知、催告等がなくとも、保証債務の額について、予め求償債務を負い、直ちに弁済するものとする。

- (1) 保証委託者に破産若しくは民事再生手続の開始、特別清算の開始、会社整理の開始、会社更生手続の開始の申立てがあった場合、支払停止の状態になった場合、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (2) 保証委託者に係る登録ホームの全てのサービス機能が停止し、入居者の生活の継続が困難であると認められる状況に陥ったとき
- (3) 保証委託者に係る登録ホームのサービス機能が入居者の生活の継続が困難な程に低下し、本協会の経営指導にもかかわらず回復の見込みがないとき

2 保証委託者は、次の場合には本協会の請求によって保証制度の請求額を異議なく直ちに弁済するものとする。

- (1) 本協会が保証債務の履行をしたとき、又は履行を求められたとき（保証金額を支払って保証債務を消滅させる場合を含む。）
- (2) 本協会が主債務若しくは保証債務の消滅又は軽減のために訴訟、調査その他必要な行為を行うとき
- (3) 保証委託者が保証委託約定書の約定のいずれかに違反したとき
- (4) 連帯保証人が次の各条のいずれかに該当したとき
  - イ 破産若しくは民事再生手続の開始、特別清算の開始、会社整理の開始、会社更生手続の開始の申立てがあった場合、支払停止の状態になった場合、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ロ 保証委託約定書の約定のいずれかに違反したとき
- (5) その他本協会が債権保全のため必要と認めるとき

3 前2項の場合、保証委託者は本協会に対する求償債務又は主債務に担保があるか否かを問わず求償に応ずるものとし、また本協会に対して担保提供の請求又は主債務の免責の主張をしないものとする。

(報告の徴収等及び事前求償の承認)

第29条 本協会が、第26条の報告徴収又は前条の弁済の受領を行おうとするときは、予め審査委員会及び理事会の承認を得なければならない。ただし、止むを得ずその承認を予め得られない場合には、事後直近に開催される審査委員会及び理事会において承認を得なければならない。

(保証債務の履行)

第30条 本協会は、保証債務の発生を確認した後、保証制度に登録された入居者に対し、速やかに保証金の支払いを行うものとする。

2 保証債務の履行に当たっては、予め、審査委員会の審査を経て、理事会において保証債務を確定するものとする。

(求償の範囲)

第31条 本協会が保証債務の履行をした場合、主債務若しくは保証債務の消滅若しくは軽減のために費用を支出した場合、又は、債務を負担した場合において、保証委託者が本協会に対し負担する求償債務の範囲は、履行金額の他、履行金額に対する履行日以後の遅滞損害金（その割合は、本協会が入居者と締結する保証契約において、本協会が入居者に対して負う遅延損害金の割合に等しいものとする。）及び支払のために要した費用、その他保証委託者に対する権利の行使又は保全のために要した費用を含むものとする。

(求償権の償却)

第32条 本協会は、取得した求償権が次のいずれかに該当する場合は、理事会の承認を得て、その全部又は一部を償却するものとする。

- (1) 当該求償権に係る債務者が破産、民事再生手続、強制執行その他の理由により当該債務の全部又は一部を弁済する見込みがないと認められる場合
- (2) 当該求償権に係る債務者が天災地変その他の事情により著しい損害を受け、当該債務の一部又は全部を弁済する見込みがないと認められる場合
- (3) 本協会が保証債務を履行したことにより被った損害が、損害保険その他により補填され、保険契約その他により当該求償権が保険会社その他に移行された場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該求償権に係る債務者が債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合

## 第5章 保証制度の情報提供及び相談に係る事業

(保証制度の情報提供及び相談に係る事業)

第33条 本協会は、入居者等に関して、次の事業を行う。

- (1) 入居者等に対する保証制度の情報提供及び相談に係る事業
- (2) 前号又はこれに準ずる事業のための調査研究

## 第6章 登録ホームの健全経営指導に係る事業

(登録ホームの健全経営指導に係る事業)

第34条 本協会は、保証制度へ加入した登録ホームの健全経営指導に関して、次の事業を行う。

- (1) 職員等の育成及び研修
- (2) 健全経営のための経営分析、経営評価、経営指導、経営者に対する啓発等
- (3) 経営が困難となった場合の指導、支援等
- (4) 前各号又はこれに準ずる事業の実施のための調査研究

## 第7章 事業計画、会計等

(保証制度の事業計画等)

第35条 保証制度の事業年度、事業計画、収支予算、事業報告及び決算については、協会定款第43条から第45条までの規定による。

(収入支出の計上基準)

第36条 収入を計上するに当たっては、次の勘定ごとに行わなければならない。

(1) 財団法人日本財団からの助成金は、これを基本財産とする。

(2) 保証制度への拠出金はこれを特定資産とし、このうち第4条(1)に関連して、本協会が損害保険会社と締結する保険契約に基づき支出する保険料に係るものを保証勘定、他を事業勘定とする。

2 支出の計上は、前項の勘定ごとに行い、勘定間の繰出し及び繰入れを行ってはならない。ただし、やむを得ぬ特段の事情があるときはこの限りではない。

(会計規則)

第37条 前2条に定めるもののほか、保証制度の会計経理は、理事会で定める会計処理規程及び入居者生活保証制度に関する資産取扱規程等の会計規則に従って行うものとする。

付則

1. この業務方法書は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。